

旭川市議会議会基本条例検討委員会設置要綱

第1 設置及び目的

地方分権が進展する中において二元代表制の一翼を担う地方議会がその責任をより機能的に果たしていくことの重要性にかんがみ、実効性が高く、市民に見える議会改革について検討を行い、その成果を議会基本条例の原案として取りまとめるため、旭川市議会議会基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 次号の業務を実施するため、議会改革の考え方、内容等について検討すること。
- (2) 議会基本条例の原案を作成すること。
- (3) その他議会基本条例の原案の作成に関し必要な事項

第3 委員会の構成

- 1 委員会は、委員9人で構成する。
- 2 委員の構成は、公正クラブ及び民主クラブについては各2人、公明党、市民クラブ、日本共産党、無党派ネットワーク及び無所属については各1人とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

第4 委員会の会議

- 1 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の会議を主宰する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。
- 4 委員会は、必要に応じ、学識経験者又は市民の意見を聴くことができる。

第5 経過及び結果の報告

委員会は、検討の経過及び結果を議長に報告するものとする。

第6 庶務

委員会の庶務は、議会事務局総務調査課において処理する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

